

## 千葉県動画配信環境整備助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、室内の文化芸術鑑賞事業が様々な感染症対策を講じても観客動員数を減らさざるを得ない状況に鑑み、過去に有料の音楽鑑賞事業を実施した実績のあるライブハウス等で、動画配信環境を整備し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン等を遵守した有料の音楽公演と同時に有料のオンライン動画配信の実施又は、無観客の音楽公演の有料のオンライン配信を実施する者に、予算の範囲内で、動画配信環境整備に要する事業費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次条に掲げる事業を実施する者であり、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体又は個人事業主(個人事業主は、開業日又は事業開始日が令和元年12月31日以前の届出書又は申告書を第5条で規定する募集期間以前に官公庁へ提出している者に限る。)
- (2) 令和元年4月1日から令和元年12月31日の営業期間において、自ら営業する市内の施設で、恒常的に観客を動員した有料(鑑賞料に限る。)の音楽公演(生演奏・生歌唱)(以下、「有料の音楽公演」という。)を実施した実績がある者
- (3) 営業施設は「千葉県新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者に該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有するもので、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (7) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (9) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- (10) 国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している者
- (11) 本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者(指定管理者を含む。)

3 第1項各号に加え、市長は第5条に定める対象事業の募集の際に要件を付加することができるものとする。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の対象となる動画配信環境整備事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 動画配信環境を整備し、有料の動画配信を行うこと。なお、配信期間は補助金交付決定日以後から令和2年12月31日までの任意の期間とする。
- (2) 前号で規定する動画の内容は、補助金交付決定日以後に補助対象者が自ら営業する市内の施設

内で実施する観客を動員した有料の音楽公演又は無観客の音楽公演であること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守して行われること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 国や地方公共団体から補助や助成、共催、委託等を受けているもの
- (2) 特定の企業等の宣伝広報、または政治や宗教活動を目的としているもの
- (3) 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が適当でないとするもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 市長は、募集期間を別に定め、対象事業の募集を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象団体が補助を申請しようとするときは、前条で定める募集期間内に、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市動画配信環境整備助成事業 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 千葉市動画配信環境整備助成事業 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 直近1期分の決算書類(法人は貸借対照表・損益計算書(活動計算書)、個人事業主は直近の確定申告書の写し)
- (5) 登記事項証明書(法人のみ)
- (6) 役員名簿(法人のみ)
- (7) 個人事業主であることがわかる書類(個人事業の開業届出書の写し又は事業開始等申告書の写し)
- (8) 申請者が施設の運営者であることがわかる書類(賃貸借契約書の写しなど)
- (9) 見積書等経費の内訳がわかる書類
- (10) その他市長が必要とするもの

2 募集期間以外の期間における交付の申請は、全て無効とする。

(補助の決定等)

第7条 市長は、前条第1項に規定する交付の申請があったときは、規則第4条第1項に基づき、審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条に基づき、速やかに千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に補助金交付決定額を通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付の決定をしないときには、規則第4条第3項に基づき、速やかに千葉市動画配信環境整備助成事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助決定事業」という。)の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更の場合は、この限りでない。
- (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合

には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。
- (5) 法令、規則、この要綱、誓約書を遵守すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守して行うこと。
- (7) その他市長が必要と認める事項

#### (変更等の承認申請)

第9条 第7条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市動画配信環境整備助成事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときには、速やかに当該申請の内容を審査し、補助決定事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、千葉市動画配信環境整備助成事業補助事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

#### (状況報告)

第10条 規則第10条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助決定事業者は、補助決定事業の遂行の状況に関し、千葉市動画配信環境整備助成事業状況報告書(様式第7号)に、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告等により、補助決定事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助決定事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、補助決定事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助決定事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (実績の報告)

第11条 補助決定事業者は、規則第12条の規定により、補助決定事業の完了を報告するときは、補助決定事業の終了後30日以内に、千葉市動画配信環境整備助成事業実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市動画配信環境整備助成事業 収支決算書(様式第8号の2)
- (2) 収入の内訳がわかる書類
- (3) 支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実(相手先と支払内容と金額を含めて)確認できる書類
- (4) 配信動画の内容が確認できる電子媒体
- (5) その他市長が必要と認めるもの

#### (補助額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときには、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

#### (交付の請求)

第13条 補助決定事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付請求書(様式第10号)に、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金額確定通知書(写し)、その他市長が必要と認めるものを添付して、市長に提出するものとする。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金事前交付請求書（様式第11号）に、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付決定通知書（写し）、その他市長が必要と認めるものを添付して、市長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により事前に交付請求できる額の上限は、第7条第2項で通知する補助金交付決定額の2分の1とする。なお、事前交付は、1回に限るものとする。

（決定の取消し）

- 第14条 市長は、規則第17条の規定により、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の他の用途への使用、その他補助決定事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分違反したとき。
  - (3) 規則第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定は、補助決定事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、取消しを決定した場合は、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）を補助決定事業者へ通知するものとする。

（返還命令）

- 第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第18条の規定により、補助決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助決定事業者へその返還を請求するものとし、補助決定事業者はその請求に応じて返還するものとする。
- 2 市長は、補助決定事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
  - 3 前2項の規定による返還命令は、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第16条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 2 市長が定める期間以前に当該補助金により取得した財産を処分しようとするときは、千葉市動画配信環境整備助成事業に係る財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。
  - 3 市長は前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助決定事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価格から財産処分制限期間が経過した時点での残存価格を差し引いた金額の全部又は一部を、市に納付させることができる。
  - 4 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を、市に納付させることができる。ただし、補助決定事業者へ交付された補助金の額を限度とする。

（補則）

- 第17条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

## 別表

補助対象経費	物品購入費	カメラ、PC、集音マイク、スイッチャー、モニター、キャプチャーボード、ケーブル類、編集機器 等
	通信費	Wi-Fi 環境整備費 等
	ソフトウェア費	ソフトウェアの購入に係る経費 等
	研修費	編集・配信コンサルティング料 等
補助対象外経費	音楽費	演奏料、ソリスト料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、出演料、監修料、著作権使用料、等
	印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費 等
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料
	その他	振込手数料、予備費、雑費等
	補助対象経費のうち市長が適当でないと判断した経費	
収支予算書及び収支決算書に計上できない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象経費「物品購入費」に該当しない、補助決定事業者の財産となり得るものの購入や制作経費</li> <li>(2) 自らが管理運営する会場施設の利用料や維持管理費（光熱水費等含む）、事業所運営管理に関する経費（事務所人件費を含む）</li> <li>(3) 事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）</li> <li>(4) 行政機関に支払う手数料</li> <li>(5) 弁当類・飲料、その他飲食経費</li> <li>(6) 交際費・接待費</li> <li>(7) 賞品、花束・記念品代等</li> <li>(8) その他補助決定事業者の自主財源により賄うべき経費</li> </ul>	
収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 有料の動画配信で得た鑑賞料、会場での鑑賞料</li> <li>(2) 補助決定事業の実施のための収入（寄附金・協賛金など）</li> <li>(3) 自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から（1）及び（2）を差し引いた額）</li> </ul>	
補助率	補助対象経費の2分の1（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
補助限度額	50万円	
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、補助限度額又は自己負担金のいずれか低い方の額を上限とする。	

(様式第1号)

年 月 日

## 千葉県動画配信環境整備助成事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度千葉県動画配信環境整備助成補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

### 1. 担当者連絡先

役職 氏名	
TEL/FAX	/
E-mail	

### 2. 補助金交付申請額 (限度額50万円)

円
---

### 3. 団体の概要

設立(活動開始) 年月日	年 月 日
構成員数(会員数)	人(令和2年9月1日現在)
団体の趣旨・目的 ・活動内容等	
ホームページURL	

### 4. 添付書類

- 千葉県動画配信環境整備助成事業 事業計画書(様式第1号の2)
- 千葉県動画配信環境整備助成事業 収支予算書(様式第1号の3)
- 誓約書(様式第2号)
- 直近1期分の決算書類(法人は貸借対照表・損益計算書(活動計算書)、個人事業主は直近の確定申告書の写し)
- 登記事項証明書(法人のみ)
- 役員名簿(法人のみ)
- 個人事業主であることがわかる書類(個人事業の開業届出書の写し又は事業開始等申告書の写し)
- 申請者が施設の運営者であることがわかる書類(賃貸借契約書の写しなど)
- 見積書等経費の内訳がわかる書類

(様式第1号の2)

## 千葉市動画配信環境整備助成事業 事業計画書

### 1. 事業の概要

事業名							
事業内容							
セールスポイント							
事業実施時期	動画配信 期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )					
	配信用公演 開演日	年 月 日 ( )	時 分	~	時 分	分	
		年 月 日 ( )	時 分	~	時 分	分	
実施場所	動画配信先 媒体						

## 2. 対象施設概要書

運営社（者） 及び代表者名	
運営社（者）所在地	〒
施設の名称、屋号 または商号	
施設所在地	〒
施設ホームページ URL	
収容人数	人
営業の種類 (許可を受けている施設)	
現在の施設の 事業内容 (※) (資料添付可)	
現在の施設の 設備状況等 (※) (資料添付可、写真 等を掲載)	

※事業内容及び設備状況等は、別途、会社案内パンフレット等の添付により補足可。





(様式第1号の3)

## 千葉市動画配信環境整備助成事業 収支予算書

項目		金額 (円)	積算内訳 (円)
収入	チケット販売収入		
	【内訳】	会場での鑑賞チケット	
		動画配信の鑑賞チケット	
	補助決定事業の実施のための収入		
	【内訳】	寄附金	
		協賛金	
	自己負担金 (A)		
	収入合計		
支出	補助対象経費 (B)		
	【内訳】	物品購入費	
		通信費	
		ソフトウェア費	
		研修費	
	小計		
	補助対象外経費		
	【内訳】	音楽費	
		印刷費	
		宣伝費	
その他			
小計			
支出合計			

※収入合計と支出合計は一致すること

① 補助対象経費 (B) の2分の1の額	千円
② 自己負担金 (A)	千円
③ 補助限度額	500 千円

↓①～③のうち一番低い額

補助申請額	千円
-------	----

## 誓約書

(あて先) 千葉市長

住所

団体名

代表者名

印

千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)にかかる補助申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを申し立ていたします。

申請書及び会員名簿等に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

- (1) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
- (5) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (8) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
- (9) 千葉市内に本店又は営業所等を有するもので、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (10) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (11) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (12) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- (13) 国・地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している者
- (14) 本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者(指定管理者を含む。)

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市動画配信環境整備助成事業について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事 業 名	
補助金交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	(1) 補助決定事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更の場合は、この限りでない。 (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。 (5) 法令、規則、この要綱、誓約書を遵守すること。 (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国等及び各業界等が発する最新の方針やガイドライン等を遵守して行うこと。 (7) その他市長が必要と認める事項

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第4号)

千葉市指令市文第 号

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市動画配信環境整備助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市動画配信環境整備助成事業補助金について、不交付を決定としたので、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

(不交付の理由)

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第5号)

年 月 日

## 千葉市動画配信環境整備助成事業変更（中止・廃止）承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
(注) 法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が  
手書きしない場合は、記名押印してください。  
連絡先 電話番号  
電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定を受けた  
下記事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市動画配信環境整備助成事業  
補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

事 業 名		
事 業 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更（中止・廃止）の理由		
変 更（中止・廃止）予定年月日		
添 付 書 類		変 更（中止・廃止）に伴う関係書類等

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市動画配信環境整備助成事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市動画配信環境整備助成事業変更（中止・廃止）承認申請について、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 事業名

2 申請事項について

承認

不承認

(理由： )

3 その他

### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 千葉市動画配信環境整備助成事業状況報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定のあった千葉市動画配信環境整備助成事業の 年 月 日現在の執行状況について、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

事 業 名	
補助決定事業の経過及び内容	
添 付 書 類	その他市長が必要と認めるもの



(様式第8号)

年 月 日

## 千葉市動画配信環境整備助成事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定のあった事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業名		
実施期間	動画配信	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
	配信用公演	年 月 日 ( ) / 年 月 日 ( ) 年 月 日 ( ) / 年 月 日 ( ) 年 月 日 ( ) / 年 月 日 ( )
実施場所	動画配信	
	配信用公演	
来場者数	動画配信	視聴者数: 人 視聴回数: 回
	配信用公演	人
実施内容		

<p>事業実施の様子 (写真添付。別紙による報告でも可)</p>	
<p>事業実施による 市民に与えた効果</p>	
<p>当該補助金の活用 による効果</p>	
<p>添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉市動画配信環境整備助成事業 収支決算書 (様式第8号の2)</li> <li>・ 収入の内訳がわかる書類</li> <li>・ 支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実 (相手先と支払内容と金額を含めて) 確認できる書類</li> <li>・ 動画配信の内容がわかる電子媒体 (DVD)</li> </ul>

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。(A4判縦、形式自由)

(様式第8号の2)

## 千葉県動画配信環境整備助成事業 収支決算書

項目		金額 (円)	積算内訳 (円)
収入	チケット販売収入		
	【内訳】	会場での鑑賞チケット	
		動画配信の鑑賞チケット	
	補助決定事業の実施のための収入		
	【内訳】	寄附金	
		協賛金	
	自己負担金 (A)		
	収入合計		
	支出	補助対象経費 (B)	
【内訳】		物品購入費	
		通信費	
		ソフトウェア費	
		研修費	
小計			
補助対象外経費			
【内訳】		音楽費	
		印刷費	
		宣伝費	
		その他	
小計			
支出合計			

※収入合計と支出合計は一致すること

① 補助対象経費 (B) の2分の1の額	千円
② 自己負担金 (A)	千円
③ 補助限度額	500 千円

↓①～③のうち一番低い額

補助申請額	千円
-------	----

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉市動画配信環境整備助成事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市動画配信環境整備助成事業実績報告書により、下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事 業 名	
補助金交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第10号)

年 月 日

## 千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市達市文第 号千葉市動画配信環境整備助成事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

事 業 名	
補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付請求額	円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>千葉市動画配信環境整備助成事業補助金額確定通知書の写し</li><li>その他市長が必要と認めるもの</li></ul>

## 千葉市動画配信環境整備助成事業補助金事前交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により交付決定のあった千葉市動画配信環境整備助成事業補助金の事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり請求します。

事 業 名	
補助金交付決定額	円
事前交付請求額	円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付決定通知書の写し</li><li>その他市長が必要と認めるもの</li></ul>

住 所  
団 体 名  
代表者名  
様

### 千葉県動画配信環境整備助成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉県指令市文第 号により通知した千葉県動画配信環境整備助成事業補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事 業 名	
補助金交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

#### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉県動画配信環境整備助成事業補助金返還命令書

年 月 日付千葉県指令市文第 号に交付決定のあった千葉県動画配信環境整備助成事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第18条第 項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉県長 印

事 業 名	
補助金交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



## 千葉市動画配信環境整備助成事業に係る財産処分承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が  
手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先 電 話 番 号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により交付決定のあった千葉市動画配信環境整備助成事業補助金により取得した財産について、次のとおり処分したいので、千葉市動画配信環境整備助成事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり申請します。

処分財産の品名及び取得年月日	
処分財産の取得価格及び時価	
処分の方法 (有償による処分の場合は、処分価格)	
処分の理由	